

食品安全委員会（第549回会合）議事概要

日時：平成27年2月17日（火） 14：00～15：07

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者：報道 1名、行政機関 3名、一般 2名

議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・プリオン 1案件
ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓について
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件については、プリオン専門調査会において審議することとなった。

- (2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について
- ・「使用制限期間が設定されている既承認動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分」に関する審議結果の報告について

→担当委員の三森委員から説明。

本件については、昨年4月15日の委員会会合において、動物ワクチンの使用制限期間の設定が、各添加剤成分の人への健康影響に基づいて行われることとなったことから、個々の添加剤97成分について、食品健康影響評価を行うこととなった。

今般、97成分のうち34成分について、専門調査会における審議結果が提出され、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すること、このため、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないことが確認された。

- (3) 器具・容器包装専門調査会における審議結果について
- ・「フタル酸ベンジルブチル（BBP）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を器具・包装容器専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 添加物「クエン酸三エチル」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 動物用医薬品「スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「クエン酸三エチルは添加物として適切に使用される限りにおいて、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

「スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられると判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- (5) 食品安全関係情報（1月10日～1月30日収集分）について

→事務局より報告。

欧州食品安全機関（EFSA）が1月22日に行った「魚介類：リスクに比べて便益となる様々なシナリオの報道発表」の概要について報告。